○農林水産省告示第二千二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町加茂一一三九の六（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡那賀町小浜四九一の一一（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第二千二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡山城町西宇字小歩怪道の下二三〇の一一（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡三野町加茂野宮字東島一四（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一六の二・一六の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市佐田字安谷二七六六の二、二八四八の二、字森四四二六の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、佐田字彦道二七一二の三、朝倉郡東峰村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字小石原字水浦一八五九の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁並びに朝倉市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市佐田字清水四三一三の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宮若市三ケ畑字アガキ一の二、八の二、一六の四、一七の六、五〇の二、字犬渕六一の三、六一の四、六一の七、六六の二、六六の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市佐田字箸立二五九三の一七から二五九三の一九まで、字荒平二六〇二の三九から二六〇二の六二まで、二六二四の一〇から二六二四の一六まで、字彦道二七〇七の八、二七〇七の九、二七一〇の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百七十四号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年七月二十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名	登録番号	氏名
105789	井上　智之	106217	小野　真一
107243	川口　健	209813	太田　祐司
209853	増田　隆史	211983	岩崎　徹
212388	里　正彦	213495	福田健二郎
401117	立石　竜資	405843	加藤　明
411500	本田　晋平	411501	尾形　聡
411502	新宅　剛	411503	津蟹　洋一
411504	神田　寿己	411505	大河原大策
411506	西田　賢司	411507	種村　光男
411508	松岡　祐	411509	森川　憲一
411510	真下　和孝	411511	尾﨑　稔
411512	山口　岳夫	411513	波壁　篤史
411514	鵜澤　周矢	411515	小林　直人
411516	成田　泰	411517	木村　隆介
700006	佐藤　正幸		

○経済産業省告示第百七十五号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年七月二十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

（変更前）

登録番号	氏名
105509	廣田　光政

（変更後）

登録番号	氏名
105509	広田　光政

○経済産業省告示第百七十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年七月二十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
106246	佐藤　啓三
700015	越前　喜一

○経済産業省告示第百七十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年七月二十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名	登録番号	氏名
405869	武藤　秀二	405871	岩﨑　龍雄
405875	巳年後　徹		